

京都市告示第 482 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 1 月 10 日

京都市長 榊 本 頼 兼

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
一乗寺 220 号線	左京区一乗寺燈籠本町 28 番地地先から同町 26 番地地先まで	告示の日
淀 82 号線	伏見区淀際目町 32 番地の 2 地先から八幡市八幡長町 21 番地の 5 地先まで	〃
淀 190 号線	伏見区淀際目町 438 番地の 3 地先から同町 435 番地の 6 地先まで	〃

(建設局道路部道路明示課)